

令和元年度

定期監査等結果報告書

(財務課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

財務課

2. 監査の範囲

平成31年度・令和元年度（平成31年4月～令和元年9月）
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

令和元年10月15日～令和元年11月27日まで

4. 監査の方法

財務課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

財務課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 契約、物品管理事務等への指導及び監督について

平成 30 年度定期監査の対象となった課において、随意契約理由の不明確なものや長期継続契約の条項中に特記事項のないもの等一部不適切な事務処理が見受けられた。また、機構改革後に備品台帳の再整備ができていない課や公用車の運転日誌をつけていない係が見受けられた。各課が行う契約、物品管理事務等を総括する財務課においては、「財務規則」、「随意契約ガイドライン」及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」に則り、事務の執行が適正に行われるよう全庁的な指導及び監督に、より一層取り組まれない。

2. 財政状況の公表について

地方自治法第 233 条第 6 項及び同法第 243 条の 3 第 1 項の規定により市の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算の概要及び財政の現状等を 11 月号の市報により公表しているが、公営企業会計の決算の概要は市民にとってわかりにくいいため、貸借対照表等を用い、他自治体の公表内容を参考にしてわかりやすい方法で公表するよう担当課と協議されたい。

3. 公共施設の保有総量の縮減について

厳しい財政状況が続く中、公共施設の更新事業や新たな市民ニーズに対応するため、今後も財源確保や経費節減を進めるとともに行財政改革の更なる推進に努め、健全で安定した行財政運営を図られたい。また、公共施設の老朽化に伴う改修や建替えなどの更新費用は、財政破綻に繋がる要因となることから社会情勢の変化を踏まえた公共施設の保有総量の縮減をより踏み込んで検討されたい。

4. 指定管理者のモニタリングについて

市では、指定管理者により管理が行われている 14 施設において指定管理契約を締結している。指定管理者によるサービスの提供が条例、規則、協定書等に従って、適切かつ確実に実行されているかどうかを確認するため、指定管理者モニタリング制度を実施し、市ホームページで公表している。この制度は、業務の実施状況を評価し、今後の業務改善に反映させることで市民サービスのより一層の向上に努める仕組みである。平成 30 年度の定期監査において、所管課がモニタリング自己評価を基に総合評価を作成していたが、指定管理者から出てきた課題や問題点に対して改善に向けた指導・助言を行った様子は見られなかった。

今後は、所管課が総合評価をまとめた際に、指定管理者に対して施設利用者の安

全確保と緊急時の体制について強化を図るよう指導されたい。

5. 繰替運用と基金の有効的な活用について

会計年度を越える繰替運用については、市民や議会等が客観的にチェックできるよう、自治法規則第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示に今後も努められたい。

また、基金の活用については、現在、活用されていない基金があるが、長期的な視野に立って計画的に行うよう努められたい。

6. 事務処理について

(1) 電算契約事務について

前回の指摘事項であるが、「長期継続契約の特約条項で契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならないと規定されており、債務不履行の場合と違い、長期契約の条件である予算上の問題であり不適切と考えられ削除を検討されたい。」という指摘に対して措置内容は、「長期継続契約内の特約条項での契約解除権については、予算上の問題での解除にしる、契約である以上相手方へのある一定の担保が必要であると考えため、別項にて解約金の上限を盛り込み、損害が生じた場合以外の契約解除の措置についても誤解釈のないよう協議します。」という回答になっていた。長期継続契約の特記事項(損害賠償)については順次見直しをしているとのことであったが、今回提出された住基ネットシステムハード保守契約について特約条項は別項での記入になっていなかった。今後は長期継続契約の特記事項(損害賠償)について受託者と協議されたい。

(2) 駐車場パスカードの管理について

平成29年10月の公金取扱ヒアリング調査の指摘事項であるが、「宇島駅駐車場パスカードの管理については、現在のパスカードの在庫チェック及び管理簿を作成し課長まで供覧する」となっていた。今回の定期監査では、管理簿がなく申請書の余白にパスカード番号等を記入していたが、利用者が駐車場契約を解除した際に回収しなければならないパスカードが見当たらない等不十分な面が散見された。

今後は、管理簿を早急に作成し、管理簿とパスカードを定期的に照合し、適正な事務処理となるよう努められたい。

(3) 市有地の売却について

三楽・青豊分譲地の売却については、総合政策課の定住促進補助金制度の案内と併せて市内への定住を促進するため今後も周知を図りたい。

また、庁内のポスター掲示や市ホームページに掲載するだけにとどまらず、広く市内外に知らせるように市のイベントで紹介する等有効的な広報活動に努められたい。

7. 財政運営基盤の確立に向けた取り組みについて

少子高齢化に伴う社会保障費の増大や公共施設の老朽化への対応など、今後市が取り組むべき課題は多種多様化してきている。引き続き社会情勢の動向を踏まえながら限られた財源の中でこのような財政課題に対応していくためには、財源確保に向けた取り組みはもちろんのこと、歳入規模に見合った歳出構造となるよう努められたい。また、事務事業評価を通して事業の検証や見直し、創意工夫を行い、市民と行政が一体となった施策が行えるよう持続可能な財政運営基盤の確立に向けた不断の取り組みを期待している。